

## 「悩みを聞いてくれたらお金をあげる」 などの魅力的な誘いに惑わされないで！

### ＜相談事例＞

スマホで検索していたら「相手の相談に乗り、コメントするだけでお小遣いがもらえる」という広告があったので、そこに登録した。何度もやり取りした後、相手から「お金を振り込みたいが、サイトのロック解除のためにポイント購入が必要。」と言われ、親のクレジットカードを持ち出して、言われたとおりに購入した。その後もいろいろな名目でポイントを購入するよう指示されて20万円も使ってしまったが、まだお金はもらえていない。私はだまされたのでしょうか。（中学生 女性）

### 【アドバイス】

#### ●「悩みを聞くだけでお金がもらえる」ということはありません。

懸賞サイトや占いサイト、副業サイトを探したり登録した後に知らない相手から突然届くメールや SNS サイトでの広告などを利用して、閲覧者をサイトに誘導し、ポイントを購入させるという手口が多く報告されています。「相談に乗るだけでお金をあげる」などのことばをうのみにせず、知らない相手とのやり取りはしないようにしましょう。

#### ●魅力的な誘い、挑発や脅しには絶対に応じないようにしましょう

魅力的な誘いをかけるメールの相手は、サイトが雇った「サクラ」の可能性が大きいのです。お小遣いをもらう条件として、ポイント購入などお金の支払いを要求されるという相談が寄せられています。登録した後でも「おかしい」と思ったら、きっぱりと関係を断ちましょう。

#### ●支払い後でも一人で悩まず、消費生活センターや警察に相談しましょう。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要です。  
予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口☎861-0999へ。  
消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん